

千葉県高齢者保健福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

概要版



千葉県

計画策定に当たって

【計画の位置付け】

◇老人福祉法による「老人福祉計画」と介護保険法による「介護保険事業支援計画」を一体的に策定した計画です。

◇千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」の高齢者分野に関する個別計画です。

【計画の期間】

◇平成30年度～平成32年度。

◇団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、3.3人に1人が65歳以上の高齢者となる平成37年（2025年）に向けて準備を進めていきます。

計画の基本的な考え方

基本理念のもと、2つの基本目標を設定しました。

基本理念	高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現
------	------------------------------------

基本目標Ⅰ	個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現
-------	------------------------

基本目標Ⅱ	介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築 ～地域包括ケアシステムの深化・推進～
-------	--

平成37年に千葉県が目指す「生き生きと安心して暮らし続けられる地域社会」の姿

- 高齢者が自ら健康づくりを行い、就労、ボランティアや趣味等社会参加を通じて自分らしい生活を送っている。
- 市町村が住民や地域の多様な主体を集結して、地域の特性にあった地域包括ケアの仕組みを構築している。
- 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながっている。
- 住み慣れた地域での生活を続ける上で支援が必要となった場合は、地域の様々な見守りサービスや生活支援サービスを活用することができる。
- 医療と介護が必要な場合は地域包括支援センター等へ相談し、必要なサービス提供により自宅等で暮らすことができる。入院が必要な場合は、急性期から回復期、在宅に至る一連の医療が連続して受けられる。
- 住民が高齢期に向けて自宅のバリアフリー化を行うとともに、心身や世帯の変化に応じた住まいが確保できる。
- 自宅での生活が難しい場合は、特別養護老人ホーム、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への入所等により地域での生活を継続できる。